

1) 日時

令和8年2月18日(水) 13:30~14:45

2) 場所

宮崎河川国道事務所別館3階 会議室 (WEB 併用開催)

3) 協議事項

1 水質の目標値についての意見

(宮崎大学 鈴木教授)

・作業部会の意見を踏まえて、水質の目標値については修正していただいた。重要になるのはP32の具体的なハード施策の目標値になると考える。

全国的に大淀川の水質がワースト1位であった頃からみるとかなり改善されてきている。BODについても低下しており、おおむね目標は達成していると考えられる。一方で、大腸菌数については依然として課題が残っている。特に岳下橋では、5月から10月に限定して見ても、達成状況は厳しい。「達成すべき目標値」と記載する以上、5年後に達成できなかった場合をどのように評価するのかが重要である。P32の目標値は、市町の行政施策の方針に大きく依存している。例えば、下水道整備が進まなければ水質の向上は難しく、合併処理浄化槽の普及についても、5年後に目標を達成できるかは不透明である。前回、5年前に設定した目標も十分に達成できていない現状がある。当時の目標達成に向けた意気込みが、さまざまな要因により定常化しているように感じられる。今後、目標値の評価をどのように捉えていくのかが課題である。

今回の目標値は、各市町が苦勞して設定した現実的な数値であると理解している。数値のあり方や計画書としての位置づけ、達成できなかった場合の捉え方を共有しておく必要がある。行動計画書第3版(案)については、共通認識としての位置づけを明確にしておくことが重要であり、その点について皆さんの考えを共有したい。

(事務局)

・鈴木教授のご意見のとおりである。大腸菌については、P15のグラフに示すとおり、岳下橋は環境基準A類型であり、現況と比較すると非常に厳しい状況である。経年的・季節別に見ても改善は容易ではない。しかし、環境省が示す環境基準値に向かって改善を続けていくことが重要であり、達成が容易な数値に変更することが本当に「達成」と言えるのかという問題もある。300CFU/100mLという目標値は、関係機関が連携し、努力を続けていく指標として設定したものである。今回の改定では、法定検査実施率等新たな目標を設定している。目標値は「達成すべき目標」である一方で、達成が難しい現実があることも認識している。

(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

## 2 ハード施策の目標設定について

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

・前回計画では目標値は設定されていたものの、具体的な施策内容までは明確でなかった。当時は生活排水に着目していたが、現在ではその他の要因も考慮すべき状況となっている。

今回示された行動計画案では、合併処理浄化槽普及率や法定検査実施率といった具体的な数値目標が設定され、ソフト施策についても指導件数や内容が明確化されている。

過去の目標未達を踏まえ、協議を重ねた結果としてまとめられた計画であり、本協議会の成果として評価できる。すべての目標達成は容易ではないが、関係機関が連携・協働しながら改善を図る方向性が示されている。

(宮崎大学 鈴木教授)

・行動計画として目指すものとして位置づけていくことにより達成できないときにどうするのかではなく、基本的に目標として関係機関で継続していけば改善されていくと考える。

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

・目標値については、「目指すべき目標値」を設定したが、実情として難しいことから「達成すべき目標値」を追加した経緯がある。その延長線上にあると考えるとこの行動計画の内容については妥当性があると思う。

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

・苦情による訪問件数の実態について説明をお願いしたい。

(小林市)

・本市では、苦情を受けた場合、基本的に関係課の職員と同行して現地確認を行っている。そのうえで原因を特定できた場合は、適宜指導を実施している。(生活環境課 久保田課長)

(都城保健所)

・都城保健所でも、小林市と基本的には同じである。苦情が入ったら現地確認を行う。養豚場の場合は、防疫の観点から施設内全てを確認することは難しい。しかし、基本的には改善のための対応を行っている(衛生環境課 藤田主査)

### 3 岳下橋の水質について

(都城大淀川サミット 理事長)

・モニタリング報告地点について、岳下橋において水質改善が見られていない状況については、その上流の支川について調査が行われているのか確認したい。支川が原因となっている可能性も考えられる。合併処理浄化槽への転換を推進していくのであれば、水質が良好でない支川や周辺地域の現状と照らし合わせながら進めていくことが重要である。新割田橋より上流であれば曾於市に要因があると考えられ、調査地点である萩原橋や梅北橋の水質が悪いのであれば、その上流を調べるべきである。このような整理が行われなければ、岳下橋の大腸菌数は改善せず、要因が不明なままとなるのではないかと考える。

(事務局)

・P7 に示している水質評価モニタリング 27 地点については、採水調査を実施した上で、評価地点を 4 地点としている。水質調査結果については、参考資料 1 に掲載しており、BOD については顕著に悪化している状況は確認されていないが、大腸菌数については、ご指摘のとおり今迫橋で良好とは言えない結果となっている。(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

(都城大淀川サミット 理事長)

・その結果であれば、今迫橋の上流を重点的に調べることによって発生源が特定できるのではないか。

(宮崎大学 鈴木教授)

・新割田橋については、今年度の調査では大腸菌数は改善傾向にある。以前は高い値を示していたが、曾於市が支川周辺を調査し、事業場への指導や注意喚起を行ったことが水質改善につながったと考えられる。

現在は 2 か月に 1 回の頻度で調査を実施しており、新割田橋では大腸菌数は低い傾向にある。一方、岳下橋は新割田橋の下流に位置していることから、以前は同様の傾向が見られていたが、新割田橋が改善された後も岳下橋の大腸菌数は高いままである。

このことから、支流を調べる必要性があるのご指摘は妥当であるが、現時点では発生源と断定できる明瞭なデータは得られていない。そのため、周辺地域に対する注意喚起を継続して行っているのが実情である。

(都城大淀川サミット 理事長)

・発生源を特定し、しっかり注意しないと改善しないのではないか。

(事務局)

・可能性のある事業場を放置するものではなく、曾於市が行ったように、各市町が監視体制を担いながら対応していくという考え方である。(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

(宮崎大学 杉尾名誉教授)

・本協議会は、発生源となる事業場を特定することを前提としていない。対策が必要な地域、

例えば単独処理浄化槽が多い地域については、必要性を踏まえた対策を推進するが、事業者や個人を特定、追及するものではない。

**(宮崎大学 鈴木教授)**

・昨年度、コンサルタント業者が大淀川上流地域における単独処理浄化槽および合併処理浄化槽の基数を解析したデータがある。各市町には、このデータを参考に施策へ活用していただきたい。

**(事務局)**

・(単独処理浄化槽の基数を地域別に示した図を提示) 赤色で示した箇所が単独処理浄化槽の多い地域である。河川位置に水質調査結果を示すと、単独処理浄化槽が多い地域では BOD の値が良好でない傾向が見られる。このことから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進し、重点項目として位置づけている。(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

**(都城大淀川サミット 理事長)**

前回の作業部会において、都城保健所から、市町の農政課に対し、畜産事業場の巡回時に塩素消毒の実施状況を確認してほしいとの意見があった。農政課からは「指導権限がない」との回答があり、都城保健所からは異常があった場合に一報するよう求めるとの返答があったが、これらの内容が今回の行動計画書案には反映されていない。このため、行動計画書案には「行政間の連携」という文言を明記する必要があると考える。

**(事務局)**

・行動計画書案について指摘のあった「家畜排せつ物対策に関する行政間の連携」については、P34 のソフト施策⑤「施策進捗のための啓発活動」を「行政間で連携しながら巡回指導及び指導件数、指導内容を整理する」といった表現に修正することを検討する。啓発・注意喚起用のチラシ等については、都城保健所にも協力をお願いしたい。(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

**4 新たな目標値である法定検査実施率について**

**(鹿児島県)**

・生活排水に関する認識として、汲み取りについては河川への直接的な流出はないと考えている。単独処理浄化槽および合併処理浄化槽については、塩素消毒剤が適切に機能しているかを検査・確認することで適正と判断している。鹿児島県では毎年検査を実施しており、適正率は 98%であることから、概ね適正に管理されていると認識している。

このことから、生活排水による大腸菌数の負荷の可能性は低いと考えている。一方で、単独処理浄化槽からの BOD 負荷については改善の必要があるため、合併処理浄化槽への転換に向けた普及啓発に引き続き努めていく考えである。(綾織生活排水対策室長)

(事務局)

・し尿については、単独処理浄化槽において塩素消毒を確実に行えば負荷はないと考えられるが、炊事や風呂等の生活雑排水についても大腸菌数の負荷がないと考えてよいのか、認識を確認したい。(宮崎河川国道事務所 山崎流域治水課長)

(鹿児島県)

・単独処理浄化槽では、し尿以外の生活雑排水については未処理で放流されることから、大腸菌が一定程度含まれる可能性はあると考えている。ただし、し尿に含まれる大腸菌数と比較すると、生活雑排水に含まれる大腸菌数には大きな差があると認識していた。

仮に生活雑排水に含まれる大腸菌数が無視できないものである場合には、大腸菌数を低減していくという目標を持って、取組を推進していく必要があると考える。(綾織生活排水対策室長)

(宮崎大学 鈴木教授)

・単独処理浄化槽および合併処理浄化槽について、法定検査を実施した場合の適正率は 98% であるとの説明があったが、今後重要となるのは、法定検査を実施していない浄化槽に対して検査を実施していくことである。

P32 に示されている法定検査実施率を見ると、都城市 52%、三股町 51%、高原町 65%、最も高い曾於市でも 67%となっている。法定検査を実施している浄化槽については高い適正率が確保されている一方で、法定検査自体が実施されていない浄化槽が一定数存在している。

これらの法定検査実施率を向上させることで、水質改善につなげることができるのではないかと考える。法定検査を実施している浄化槽については継続的に管理を行い、未実施の浄化槽については検査を実施することで、目標値の達成を目指すという点が、今回の行動計画書改定案の重要なポイントである。

浄化槽対策の本来の目的は BOD 負荷の削減、すなわち河川への有機物負荷を低減することである。そのうえで、法定検査の実施率を高め、適切な消毒が行われている浄化槽の基数を増やしていくことが、本計画における位置づけである。

(鹿児島県)

・目標の考え方については理解した。なお、鹿児島県の法定検査実施率については、作業部会において 75%と説明したが、残りの 25%は次年度に実施予定であり、未実施という意味ではない。1 年間で 75%を実施する運用であり、すべての浄化槽は 4 年間で 3 回検査を実施している。保守点検を確実に実施し、浄化槽の適正管理を進めていくことが重要である。(綾織生活排水対策室長)

(宮崎県)

・浄化槽排水に関する認識については、鹿児島県と同様である。単独処理浄化槽および合併処理浄化槽からの大腸菌数の影響は大きくないと考えている。

宮崎県の法定検査実施率は 65%であるが、これは検査の実施状況を示すものであり、これとは別に保守点検が行われている。保守点検では塩素消毒剤の補充等が実施されており、宮

崎県では保守点検の実施率は80%を超えている。

このことから、塩素消毒は概ね適切に行われており、浄化槽からの排水が大腸菌数の主な要因である可能性は低いと考えられる。

一方で、環境省が他河川で実施した調査事例では、大腸菌数が高い要因が家畜由来であったケースもある。大腸菌の由来を把握することは重要であるが、行動計画を着実に進めることで、大淀川全体の水質改善につながると考えている。

今回の行動計画書改定により、法定検査実施率も目標値として位置づけられたことから、県としても市町と連携しながら推進していきたい。（環境管理課 小玉主幹）

## 5 その他について

（宮崎大学 杉尾名誉教授）

・参考資料 1 のソフト施策結果を見ると、宮崎市や都城市では小学生を対象に五感を使った水辺環境調査を実施しているが、高原町および綾町では実施されていない。学校で組織的に実施していない可能性が考えられる。

五感を使った水辺環境調査は、子どもたちに水環境への意識を持たせる有効な方法である。県では指導者登録制度を活用した育成も行っており、実施体制は整っている。学校から要望があれば実施可能であるため、今後の実施を期待したい。

（高原町）

・新型コロナウイルス感染症以前は五感を使った水辺環境調査を実施していた。今後は、子どもたちへの水辺環境学習の必要性を踏まえ、実施について検討していきたい。（町民課 江田課長）

（都城大淀川サミット 理事長）

・昨年度実施した環境学習では、きれいな水と汚い水を透視度計で比較した。水質の違いが視覚的に分かり、評価が高かった。体感的に理解できる環境学習は有効であり、今後も実施していくことが望ましい。

## 6 次年度以降のスケジュールについて

（事務局）

・行動計画書案については、本日の指摘事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と調整のうえ修正し、公表する。修正内容については、改めて確認の協力をお願いしたい。

本行動計画については賛同を得られたことから、引き続き取組を進めていく。

フォローアップ対象機関には、後日、令和7年度行動計画フォローアップ様式を送付するので、対応をお願いしたい。

また、本日の協議内容および修正後の行動計画書は、国土交通省宮崎河川国道事務所のホームページにて公開する。（宮崎河川国道事務所 横山技術副所長）

以 上